沼津市におけるスマートインターチェンジ地区協議会規約

（名称）

第１条　本会は、沼津市スマートインターチェンジ地区協議会（以下「地区協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　地区協議会は、愛鷹スマートインターチェンジ及び駿河湾沼津スマートインターチェンジの設置に向け、必要な検討・調整を行うとともに、当該インターチェンジ供用後も継続して、その管理・運営形態等について定期的にフォローアップすることを目的とする。

（所掌事項）

第３条　地区協議会は、主に次の事項について検討・調整する。

（１）当該インターチェンジの社会便益

（２）当該インターチェンジ及び周辺道路の安全性

（３）当該インターチェンジの採算性

（４）当該インターチェンジの構造及び整備方法

（５）当該インターチェンジの管理・運営方法

（６）その他、当該インターチェンジの設置・管理・運営に関して必要な事項

（７）当該インターチェンジの名称案の決定

（構成）

第４条　地区協議会は、別表第１に掲げる者により構成する。

（会長等）

第５条　地区協議会には、会長及び副会長を置く。

２　会長は、沼津市長をもって充てる。

３　副会長は、沼津市建設部長をもって充てる。

４　会長は、地区協議会を代表し会務を総括する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　地区協議会の会議は、会長が召集する。

２　会長が必要と認める場合は、別表第１に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。

（幹事会）

第７条　地区協議会に第３条の所掌事項に関する専門的、実務的な検討・調整を行うため、幹事会を置く。

２　幹事会は、別表第２に掲げる者により構成する。

３　幹事会の座長は、沼津市建設部建設統括監をもって充てる。

４　副座長は、沼津市建設部道路建設課長をもって充て、座長を補佐する。

５　幹事会の会議は、座長が召集し、その議長となる。

６　座長が必要と認める場合は、別表第２に記載する以外の者の出席及び意見を求めることができる。

（事務局）

第８条　地区協議会及び幹事会の事務局は、沼津市建設部道路建設課に置く。

（その他）

第９条　この規約に定めない事項または疑義が生じた事項については、必要に応じて、別途、地区協議会で協議のうえ処理するものとする。

付　則

１　この規約は、平成24年12月12日から施行する。

２　愛鷹スマートインターチェンジ地区協議会規約（平成 23 年 11 月 17 日施行）は廃止する。

３　この規約は、平成27年9月30日から施行する。

別表第１（第４条関係）

所属・役職等
沼津市長
国土交通省　中部地方整備局　道路部　地域道路課長
国土交通省　中部地方整備局　沼津河川国道事務所長
静岡県　交通基盤部　道路局　道路企画課長
静岡県　沼津土木事務所長
静岡県　警察本部　交通部　交通規制指導管理官
静岡県　警察本部　交通部　高速道路交通警察隊長
静岡県　沼津警察署長
中日本高速道路株式会社　東京支社　総務企画部　企画調整チームリーダー
中日本高速道路株式会社　東京支社　保全･サービス事業部　企画統括チーム担当リーダー
中日本高速道路株式会社　東京支社　関連事業部　関連事業チームリーダー
中日本高速道路株式会社　東京支社　富士保全・サービスセンター所長
中日本高速道路株式会社　東京支社　沼津工事事務所長
沼津バス協会会長
沼津市　建設部長

別表第２（第７条関係）

所属・役職等
国土交通省　中部地方整備局　道路部　建設専門官
国土交通省　中部地方整備局　沼津河川国道事務所　調査第二課長
国土交通省　中部地方整備局　沼津河川国道事務所　道路管理課長
静岡県　交通基盤部　道路局　道路企画課　高速道路班長
静岡県　沼津土木事務所　企画検査課長
静岡県　警察本部　交通部　交通規制課　規制企画係長
静岡県　警察本部　交通部　高速道路交通警察隊　規制係長
静岡県　沼津警察署　交通第１課　交通規制係長
中日本高速道路株式会社　東京支社　総務企画部　企画調整チームサブリーダー
中日本高速道路株式会社　東京支社　保全･サービス事業部　企画統括チームサブリーダー
中日本高速道路株式会社　東京支社　関連事業部　関連事業チームサブリーダー
中日本高速道路株式会社　東京支社　富士保全・サービスセンター　総務企画課長
中日本高速道路株式会社　東京支社　沼津工事事務所　技術課長
沼津市　建設部　建設統括監
沼津市　建設部　道路建設課長